

○財務省告示第六十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年六月十九日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十  
九回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に  
る法律（平成二十四年法律第  
一号）第三条第一項並びに特  
会計に関する法律（平成十九  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格



ハ		ロ		イ		ハ		ロ													
者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国							
・	別	債	入	札	格	・	別	債	入	札	格	・	別	債							
第	参	市	入	格	第	第	参	市	入	格	第	第	参	市							
Ⅱ	加	場	発	競	Ⅰ	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅰ	Ⅱ	加	場							
六	二					三	八	一				で	た	条	特			で	た	条	特
万	千					千	万	兆				二	利	第	別			三	利	第	別
円	二					百	円	六				千	付	一	会			千	付	一	会
	百					九		千				百	国	項	計			百	国	項	計
	十					九		九				九	に	の	に			十	に	の	に
	六					十		十				二	規	関	関			億	定	関	関
	億					七		二				十	定	す	す			十	に	す	す
	六					千		億				七	に	る	る			億	基	る	る
	千					七		九				百	づ	法	法			十	き	律	律
	三					七		千				万	き	律	律			億	額	第	第
	百					百		七				円	面	四	四			十	金	十	十
	三					万		百				十	額	十	十			億	行	六	六
	十					円		六				億	金	六	六			九	行	十	十
								十				十	額	額	額			億	し	六	六
												億	額	額	額			九	し	六	六



